

処理委託契約書について

◆ 処理委託契約書について

- ① 必ず書面で行うこと
- ② 規約書に添付すべき書類や記載すべき事項について廃棄物処理法政令、省令に規定があります。
- ③ 契約書には契約内容や契約金額に応じて、それに相当する印紙を契約書に貼付しなければなりません。
- ④ 排出事業者と収集運搬業者及び排出事業者と処理業者とのいわゆる二者契約が必要です。

◆ 契約書の様式について

- ① 法令に規定されている記載項目、添付書類を具備しておれば、その様式は法令で定められていないので各社が独自に作成してもよい。このホームページにて見本を紹介しているが、ひとつの例として理解してください。
- ② この様式以外に市販されているものもあるので自社に相応しいものを選択して使用して下さい。

◆ 印紙税

印紙は印紙税法により算定し、相当額を貼付すること。ただし、甲が原本を、乙がその写しを保有する場合は、その旨契約者に記載し、乙が保有する写しには印紙は貼付しなくてもかまいません。

◆ 契約書の保存期間

排出事業者には、契約書は契約終了後5年間保存しておく義務があります。

◆ 産業廃棄物処理委託の流れ

